



平成 年 月 日 税務署長殿		所 管	業 種 目	概 況 書	要 否	別 表 等	※ 連結申告 一連番号	
納税地	電話() -	連結親法人 整理番号		税 務 署		連結グループ 整理番号	連結事業年度 (至)	
(フリガナ) 連結親 法人名		経理責任者 自署押印		理		売上金額	申告年月日	
法人番号		旧納税地及び 旧法人名等		理		通帳日付印	確認印	庁指定
(フリガナ) 代表者 自署押印		添付書類		理		年 月 日	申告区分	
代表者 住 所		貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関 する書類、事業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組織再編成に係 る移転資産等の明細書		欄		法人税	地方 法人税	税理士法第30条 の書面提出有

別表一(二)(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定医療法人の分……平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十八・一・一以後開始連結事業年度等分))

平成 年 月 日	連結事業年度分の法人税	申告書	適用額明細書 提出の有無
平成 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	
(連結中間申告の 場合の計算期間 平成 年 月 日)		税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億	百万	千	円	控 除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六の二「(一)」[13])	14	十億	百万	千	円
法人税額 (45)	2					外 国 税 額 (別表六の二「(二)」[16]又は 別表六の二「(三)」[12])	15					
法人税額の特別控除額 (別表六の二「(三)」[27]+別表六の二「(四)」[21] +別表六の二「(六)」[37]+別表六の二「(七)」[50] +別表六の二「(八)」[42]+別表六の二「(九)」[24] +別表六の二「(十)」[38]+別表六の二「(十一)」 [43]+別表六の二「(十二)」[25]+別表六の二 「(十三)」[29]+別表六の二「(十四)」[27]+別表 六の二「(十五)」[37]+別表六の二「(十六)」[22] +別表六の二「(十七)」[22]+別表六の二「 (十八)」[47]+別表六の二「(十九)」[19])	3					計 (14)+(15)	16					
差引法人税額 (2)-(3)	4					控除した金額 (10)	17					
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5					控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18					
課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」[24]+別表三 「(二)」[25]+別表三「(三)」[20])	6				000	土地譲渡税額 (別表三「(二)」[27])	19					0
同上に対する税額 渡金 (19)+(20)+(21)	7					同 (別表三「(二)」[28])	20					0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				00	同 (別表三「(三)」[23])	21					00
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	9					所得税額等の還付金額 (18)	22					
控除税額 ([(8)-(9)]と(16)のうち少ない金額)	10					連結中間納付額 (12)-(11)	23					
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11				00	連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	24					
連結中間申告分の 法人税額	12				00	計 (22)+(23)+(24)	25					
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (連結中間申告の場合はその税額 とし、マイナスの場合は、(23)へ記入)	13				00	この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (48)	26					
						この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27					00
						連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計)又は「16」)	28					
						翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	29					

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億	百万	千	円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外	十億	百万	千	円
所得地方法人税額 (47)	31					この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38					000
外国税額の控除額 (別表六の二「20」又は別表六の二「2」[45])	32					この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39					00
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	33					還 付 す る 金 額 の 受 け 取 り 方	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 郵便局名等					
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34				00	口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号					
中間申告分の地方法人税額	35				00	※税務署処理欄						
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(37)へ記入)	36				00							

法 0301-0103-02

税 理 士 署 名 押 印	(印)
---------------------------------	-----